

地方消費税が充てられる社会保障施策に要する経費 令和6年度決算

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から段階的に10%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

歳入 (単位：千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	1,091,552
社会保障財源分	655,792

歳出 (単位：千円)

項目	予算額	財源内訳			
		国県支出金	市債	その他	一般財源
医療・保健衛生	1,876,082	406,577	0	91,774	1,377,731
介護・高齢者福祉	916,263	38,162	0	5,635	872,466
子ども・子育て	2,663,738	1,466,384	0	181,519	1,015,835
障害者福祉	1,481,241	1,075,974	0	0	405,267
貧困・格差対策	596,912	451,680	0	0	145,232
その他	34,192	0	4,700	0	29,492
合計	7,568,428	3,438,777	4,700	278,928	3,846,023

構成比

